

調整方針の決定内容について

資料1

分類3 議会

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
1	5 議員報酬・費用弁償	広域化後の組合議会の議員報酬・費用弁償の支給基準について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	「弘前地区環境整備事務組合議員報酬、費用弁償等の額及び支給方法条例」により対応する。
2	6 議員の公務災害	広域化後の組合議会議員の公務災害補償について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	青森県市町村総合事務組合に加入し対応する。
3	7 議員視察	広域化後の組合議会の議員視察について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	事務事業の比較調査及び政策研究のため、先進的自治体等への視察を実施する。
4	8 専決処分事項の指定	広域化後の組合において専決処分できる事項の指定について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	広域化にあたって専決処分事項を指定すべき事件は想定されないため指定しない。

分類4 執行機関

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
5	4 定期監査	広域化後の組合における定期監査及び決算審査の実務内容について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	現行の弘前地区環境整備事務組合の実施時期、回数等に準じて対応する。
6	5 月例現金出納検査	広域化後の組合における月例現金出納検査の実施内容について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	現行の弘前地区環境整備事務組合の実施時期、回数等に準じて対応する。
7	6 公平委員会	広域化後の組合における公平委員会の事務委託について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	青森県人事委員会に事務委託して対応する。

分類 1 3 焼却灰運搬

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
8	1 焼却灰運搬業務	広域化後のごみ処理施設から発生する焼却灰の運搬業務について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化後のごみ処理施設から発生する焼却灰は、8市町村のごみ搬入量割合で案分し、各市町村が指定する場所へ運搬する。 ・運搬費用は運搬量に応じて各市町村が負担する。

分類 1 4 処理計画等

No	協議項目	概要	調整方針	具体的な調整内容
9	1 廃棄物処理等に係る計画	広域化後の廃棄物処理等に係る計画の策定主体について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	計画策定主体は市町村を基本とする。ただし、組合が所管する業務に関する計画については組合単独、もしくは連名で策定する。